

# 山田構成員提出資料



# 認定NPO法人チャイルドファーストジャパン（Child First Japan:CFJ） ChildFirst Japan Project (CF-J事業)



## ◇ ChildFirst®プロトコル ◇

幼い子どもや障害のある子どもにも適用できるようにとCornerHouseが開発したRATAC®プロトコル（現 CornerHouse Forensic Interview Protocol™）を、Gundersen米国児童保護研修センター（GNCPTC）が改良して、性虐待だけでなく、身体的虐待やネグレクト、DVや犯罪の目撃にも汎用性を高めたのがChildFirst®プロトコルです。

## ◇ 司法面接とは？

欧米で1980年代から開発が進んできた面接技術であり、児童虐待の中でも立証の難しい性虐待について、被害を受けた子ども本人から事実確認をする手法です。

性虐待を受けた子どもは、児童福祉司、警察官、検察官、裁判官など多くの職種に対して、つらい体験を何度も話さなければならず、そのたびにトラウマを再体験させられ、深刻な心理的ダメージを受けることになります。

多機関が連携して行う司法面接を取り入れることにより、そうした「二次被害」から子どもたちを守ることができるのです。

- ◆チャイルドファースト・ジャパンでは、RATAC®プロトコルを基本にしつつ、GNCPTC（Gundersen National Child Protection Training Center）が新しい知見を盛り込んで独自に開発したChildFirst®司法面接プロトコルを研修していくこととなりました。ChildFirst®プロトコルは、性虐待だけでなく、身体的虐待やネグレクト、DVや犯罪の目撃といった、子どもたちが経験した事実を聴取すべき事案すべてに応用できる内容になっています。
- ◆また、「何らかの人権侵害を受けたかもしれない」と疑われるお子さんから、通告に必要な最小限の情報を聴き取る技法「子どもを守るパズルの1ピースとして 子ども虐待に対応する～RIFCR™（リフカー）研修～」を開催しています。
- ◆子どもたち誰もが「自分は愛されている」「守られている」と感じ、安心して暮らせる社会づくりを目指します！

## ChildFirst®（チャイルドファースト）司法面接研修

### ◇ ChildFirst®（チャイルドファースト）とは？

ChildFirst®は、Gundersen米国児童保護研修センター（Gundersen National Child Protection Training Center：以下GNCPTC）が実施している子どもの司法面接研修プログラムです。参加者が多職種専門家からなる多機関連携チームの構成をとり、面接技術の習得だけでなく性虐待、児童虐待問題に対する正しい知識を得、他職種の機能を互いに理解して、子どもたちを第一に考えて問題の解決に協力して取り組んでいく司法面接実践のあり方に対する理解を深めます。

### ◇ ChildFirst Japan（CF-J）とは？

NCPTCから正式に認定を受けたトレーナーチームです。児童福祉司、医師、弁護士、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士といった多職種専門家によって構成されており、これまでなら渡米しなければ受講できなかった研修内容を日本の現状に沿ったカリキュラムで研修を行います。

### ◇ ChildFirst Japanの司法面接研修は、

- ◆アジェンダ：「効果的な面接」「多機関連携アプローチ」「性虐待の力動」「打ち明けるプロセス」「子どもの発達」「ChildFirst®プロトコル」「医学的診察」「刑事訴訟」「日本の児童保護制度」など。  
5日間（40時間）全日出席していただく必要があります。

~~~~~

- ◆対象職種：児童福祉司・児童心理司等 児童相談所職員、警察官、検察官、家庭裁判所調査官、子どもの弁護士、医療者、子どもの権利擁護センターとしての機能を担う機関（大学・医療機関・子ども虐待防止NPO職員〔福祉医療系・司法関係の国家資格を有する人〕）他  
※研修受講者もMDT（多機関連携チーム）の構成で受講していただきます。

- ◆実施方法には、以下の2つがあります。

【出前型研修】地方自治体や各種団体からのお申し込みに対し、トレーナーチーム（ファカルティー）が現地に赴き、研修を実施します。

【センター型研修】神奈川県伊勢原市に設立された『子どもの権利擁護センターかながわ』で開催する司法面接研修にご参加いただきます。予定はホームページに掲載いたします。

※個人でのお申し込みも可能ですが、どちらかの団体、機関に所属され、MDTのメンバーとして活動できる方が対象となります。

## 子どもを守るパズルの1ピースとして 子ども虐待に対応する RIFCR™（リフカー）研修

### ◇ RIFCR™（リフカー）とは？

子どもの周囲にいる大人が、性虐待・身体的虐待・ネグレクト・DVの目撃等、人には話づらい経験をしたことが疑われる子どもに対してどのように面接し、何を聞くべきで、何を聞くべきでないかということを半構造化した面接プロトコルです。

### ◇ RIFCR™ がもたらす効果

- ①学校や幼稚園、保育所、病院などで、子どもから虐待について打ち明けられたときや虐待を疑うような言動が子どもに見られたとき、どのような情報をどのように聞いて通告すべきかについて子どもにやさしい方法を学べます。
- ②児童相談所や警察など、性虐待の通告・通報を受ける機関の職員は、司法面接を行う前の段階で子どもからどのように話を聞くべきなのでしょうか。通告受理後、学校などの現場で初めて子どもに会ったときどうすべきか、その後の司法手続きにマイナスにならないための注意点などを学べます。
- ③子どもから虐待被害について打ち明けられることは、周囲の大人にとってもショックなことです。こうした場面で子どもたちにどのような対応をすればよいのかについて具体的に知ることにより、学校や児童福祉の現場の閉塞感や無力感を減らし、適切な通告・通報へとつなげ、子どもたちを迅速に救うことができます。
- ④子どもに何度もつらい思いをさせることなく、通告・通報に必要な最低限の事実だけを聞きとり、子どもの負担を最小化することができます。
- ⑤プログラムには、性虐待を受けた子どもに関する基礎的なカリキュラムが他にも含まれており、性虐待被害児に関する理解を深めることができます。
- ⑥RIFCR™を理解することにより、司法面接や性虐待被害児診察の必要性に関する認識を高めることができます。

~~~~~

- ◆対象：市区町村の職員、小中学校の養護教諭、民生児童委員、保育士、幼稚園教諭 他、子どもと接する機会のある全ての方。

- ◆実施方法には、以下の2つがあります。

【出前型研修】地方自治体や各種団体からのお申し込みに対し、トレーナーチームが現地に赴き、研修を実施します。

【センター型研修】東京もしくは横浜で開催します。予定はホームページに掲載いたします。

## ◇ コーナーハウス◇

チャイルド・ファースト・ドクトリン“子どもの福祉を最優先に”を基本理念として1989年にミネソタ州ミネアポリスに設立された子ども虐待評価・研修センター。合衆国の代表的な子どもの権利擁護センターで、RIFCR™ プロトコルを開発するなど性虐待対応に積極的に取り組んでいます。

## RIFCR™ プロトコル

**R=Rapport**（話のできる関係を築く）：安心して話せる環境を整える。話の内容によっては、ほかの人に伝えるかもしれないことをあらかじめ子どもに伝える。

**I=Issue Identification**（問題点の確認）：心配や観察したことを伝える。

**F=Facts**（事実確認）：「何があったのか」「それをしたのは誰か」についてのみ尋ねる。

**C=Closure**（終結）：子どもの安全を確認する。通告することを子どもに伝える。

**R=Reporting**（通告）：電話で通告後、報告書を送る。

## \*お問い合わせ\*

認定NPO法人 チャイルドファーストジャパン  
〒259-1132  
神奈川県伊勢原市桜台1-5-31 チェリーヒルズ  
金田 2階 B号室  
電話 0463-90-2715  
FAX 0463-90-2716  
<http://cmpn.childfirst.or.jp/>

認定 NPO 法人チャイルドファーストジャパンが提供する

## ChildFirst®司法面接研修

項目

1. ChildFirst®司法面接研修
2. ChildFirst® Japan 司法面接研修ファカルティー養成研修
3. 認定NPO法人チャイルドファーストジャパン以外の団体に  
ChildFirst®司法面接研修ファカルティーを養成する場合

### 1. ChildFirst®司法面接研修

①認定NPO法人チャイルドファーストジャパンは、National Child Protection Training Center (NCPTC：現在の Gundersen NCPTC)によって、正式な ChildFirst®司法面接研修ファカルティー団体として認定されている。

#### ②ChildFirst®司法面接研修開催条件

- (1) 1日8時間5日間の計40時間研修
- (2) 定員は40名

ただし、10人ずつのグループに分かれて、第4日の午後と第5日の午前午後に、受講者が一人ずつ、子役アクターを相手に模擬面接を経験してもらうため、40人定員で司法面接研修を実施する場合、第4日午後と第5日は、模擬面接室4部屋、観察室4部屋、アクター控え室1部屋の計9部屋が必要。

逆に言えば、使用可能な部屋数によって、定員が左右される。

- (3) 受講者が児童相談所・警察・検察・医療機関等の多機関多職種で構成されていなければ、ChildFirst®司法面接研修を実施できない。

ただし、国家事業として実施するのであれば、当法人から Gundersen NCPTC に対して、単独職種を対象にした ChildFirst®司法面接研修を実施してもよいかどうか、交渉してみる余地はある。

### 2. ChildFirst® Japan 司法面接研修ファカルティー養成研修

- ①第1週：ファカルティー候補者は、認定ファカルティーが実施する  
ChildFirst®司法面接研修を受講する。
- ②第2週：ファカルティー候補者は、認定ファカルティーが実施する  
ChildFirst®司法面接研修を、講師の立場に立って観察する。

- ③講義ビデオ作成：ファカルティー候補者は、自分が担当する講義をビデオ撮影し、講義内容と講義スタイルについて、その講義を担当している認定ファカルティーのフィードバックを受け、講義を修正する。（この期間は最低でも 2 か月は必要。）
- ④第 4 週：実際の受講者を対象にして、ファカルティー候補者が自分の担当箇所を講義し、認定ファカルティーによって、講義内容に関するフィードバックを受ける。
- ⑤第 5 週：実際の受講者を対象にして、ファカルティー候補者が自分の担当箇所を講義し、認定ファカルティーによって、講義スタイルに関するフィードバックを受ける。  
問題なければ、これで講師認定となる。

### 3. 認定NPO法人チャイルドファーストジャパン以外の団体に

ChildFirst®司法面接研修ファカルティーを養成する場合

- ①第 1 週：ファカルティー候補者は、認定ファカルティーが実施するChildFirst®司法面接研修を受講する。
- ②第 2 週：ファカルティー候補者は、認定ファカルティーが実施するChildFirst®司法面接研修を、講師の立場に立って観察する。
- ③講義ビデオ作成：ファカルティー候補者は、自分が担当する講義をビデオ撮影し、同時通訳で英語を動画に合わせて録音する。  
そのビデオを Gundersen National Child Protection Training Center (GNCPTC) に送付して、講義内容と講義スタイルについて、GNCPTC のフィードバックを受け、講義を修正する。  
（この期間は最低でも 5 か月は必要。）
- ④第 4 週：GNCPTC のファカルティー認定者を招聘し、彼らの観察する中で、実際の受講者を対象にして、ファカルティー候補者が自分の担当箇所を講義する。このとき、同時通訳が必要。  
その日のうちに、米国人ファカルティー認定者によって、講義内容に関するフィードバックを受ける。
- ⑤第 5 週：GNCPTC のファカルティー認定者が観察する中で、実際の受講者を対象にして、ファカルティー候補者が自分の担当箇所を講義する。このときも、同時通訳が必要。  
その日のうちに、米国人ファカルティー認定者によって、講義スタイルに関するフィードバックを受ける。  
問題なければ、これで講師認定となる。全員合格すれば、その団体が正式な認定ファカルティー団体として認定される。

# Child Protective Services (CPS)

---

## CPS Responds to Child Abuse Reports

CPS responds to child abuse reports. CPS-trained caseworkers across the state listen to reports of abuse, assess the situations and prepare safety plans to assist children and families. CPS staff work closely with law enforcement agencies and other members of multidisciplinary teams in each county to assess child abuse reports.

CPS and law enforcement agencies have a shared legal responsibility for taking child abuse reports and responding to them. The Oregon Child Abuse reporting Law, ORS 419B.005 to 419B.05D, was enacted in 1971 and has been updated several times. The law was designed to provide early identification and protection of children who have been abused. CPS or law enforcement intervenes when a caregiver abuses or neglects a child. When assessing abuse allegations, DHS and law enforcement always consider that an accident or illness may have caused a child's injury.

## Screening

For each call CPS receives, the process begins with screening. Information is the foundation of CPS assessment.

Every report is handled by a CPS-trained worker who will make an initial determination of whether a report meets the guidelines that require DHS to conduct an assessment of the family.

Reports fall into one of four categories:

- Information only
- Referral to other services
- Not a situation that is child abuse or neglect
- Possible child abuse or neglect

Those reports that are possible abuse are further analyzed to determine whether an immediate response is needed.

## Assessment

In many cases after screening, a worker with CPS training will conduct a CPS assessment. The worker will talk to the child, the child's caregivers, which may include family members, and others involved with the child such as teachers or medical professionals.

After an assessment is completed, the information is reviewed to determine whether abuse

occurred and whether the child is safe.

If a child has been abused or neglected, CPS and law enforcement staff decide, with family help if possible, whether the child can be safely left at home. DHS and law enforcement have the authority to remove a child from home if he is in immediate danger of abuse. A court order also can authorize DHS or law enforcement to place a child in protective custody. Less than 10 percent of total child abuse reports resulted in a child being removed from home and placed in relative or substitute care.

A process for determining the safety of the child takes into account the type of abuse, age of the child, family history, protective capacity of the family and the potential for re-abuse.

## **Safety plans**

When a child's safety can be assured, the child should stay at home with his family. In order for the child to remain in the home, the abusing caregiver may be asked to move out or the family may be provided with intensive family counseling and other safety services.

When child safety cannot be assured in the home, an out-of-home safety plan is developed. When this is necessary, DHS will first consider whether a relative can provide safety.

When a child is placed in substitute care, the case is reviewed by the juvenile court within 24 judicial hours. Then the court decides, based on the child's safety, whether the child should be returned home or remain in custody.

A caseworker will discuss concerns and potential solutions with the family and work with them to develop a safety plan. The plan builds on the family's strengths to meet a child's need for safety and attachment. This may be done in a family meeting.

## **Prosecution**

DHS does not prosecute abusive parents. Only a district attorney can prosecute a crime. District attorneys receive reports of possible criminal behavior from law enforcement officers.

## **Multi-Disciplinary Teams**

District attorneys are required to convene multidisciplinary teams to review child abuse cases. There are teams working in every county in Oregon. By legal mandate, they develop protocols to ensure the coordination of child abuse investigations. Child abuse is not just a DHS issue. The best way to protect children and strengthen families is through coordination of community services, including law enforcement, medical professionals, school officials and the district attorney.

## **Addiction Recovery Teams**

Addiction Recovery Teams (ART teams) provide coordinated multi-disciplinary services to substance abusing families referred to child protective services using a short-term crisis intervention model. Each team consists of an alcohol and drug counselor, an outreach worker and a social service specialist. They are also linked with resource providers in local communities and other DHS agencies.

The ART teams focus on family strengths and building the clean and sober support networks of clients to assist them with their efforts to sustain recovery from addiction to alcohol and other drugs. Team members assist clients with the initial response to their addiction, assessment, and referral to treatment as well as relapse prevention.

## Training

CPS caseworkers must complete a comprehensive program that covers all aspects of child abuse, including:

- symptoms of abuse
- how to screen incoming reports of abuse
- how to assess the future safety of a child
- how to conduct an assessment of the family
- how to interview victims, witnesses and alleged abusers
- when to ask for law enforcement assistance
- how to decide if abuse has actually occurred
- how to decide if a child is safe
- how to develop a safety plan
- when to close a case

In addition, all CPS supervisors and caseworkers are offered several days of in-service training to continually upgrade their knowledge and skill.

Cultural awareness is a part of DHS staff training. This includes information on specific cultural practices that may be mistakenly labeled abuse. It also teaches staff to be aware of their own cultural biases and to recognize the strength each of us draws from our cultural heritage.

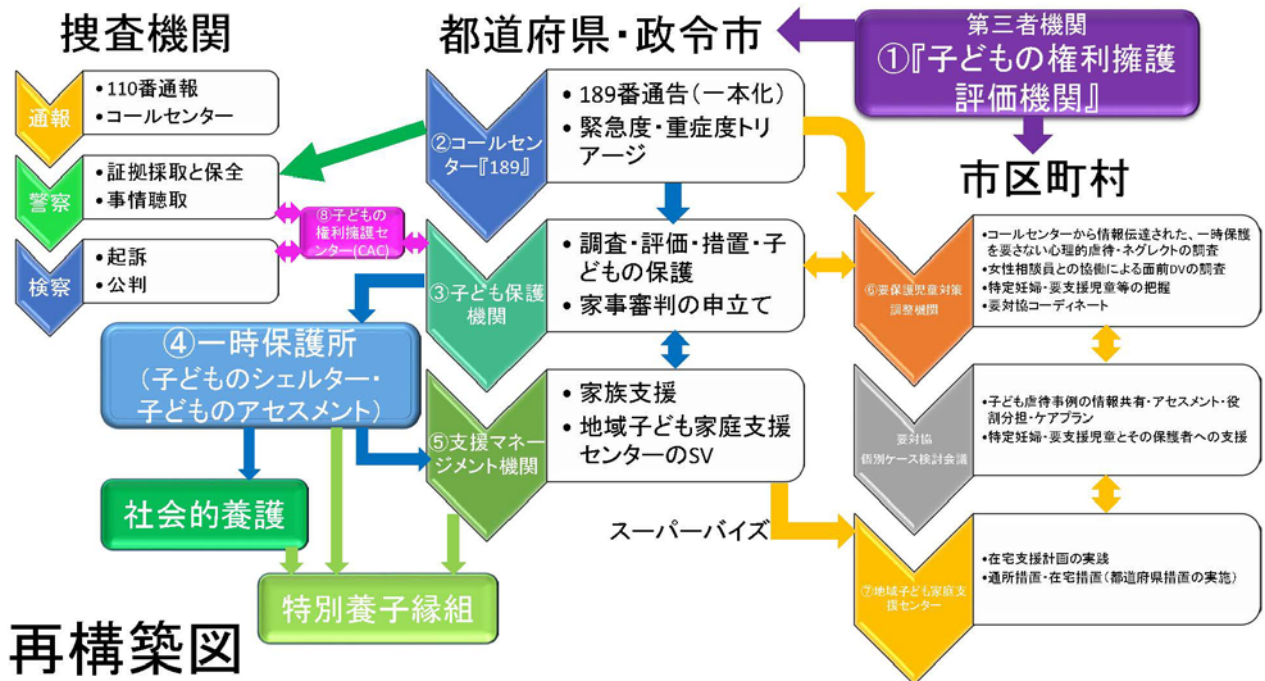
🗨️ **Help us improve!** Was this page helpful?

Yes

No



# 子ども虐待対応システムの再構築 山田案



## ①子どもの権利擁護評価機関

【目的・機能】子どもの権利が守られているかどうかを監督・評価し、瑕疵があれば、改善を勧告する。

【設置主体】国ないしは地方自治体から独立した第三者機関

【業務】

1. 子どもの権利擁護に関わる組織・団体がその責務を十分に果たしているかどうかを監督し、問題があれば、子どもの権利擁護の視点に立って、改善を勧告する。
2. 子どもの権利を代弁し、必要に応じて、関係機関に適切な支援や措置を指示する。

【現行体制の問題】

1. 児童相談所の措置が保護者の権利侵害に当たらないかどうかを家庭裁判所が審判する制度はあるのに、子どもの権利が適正に守られているかどうかを監督する機関がない。

【解決方略】

1. 地方公共団体の設置する組織等、子ども家庭支援機関を監督できる第三者機関を国の責務で設置する。

## ②コールセンター『189』

【目的・機能】児童相談所通告だけでなく、市区町村通告も含め、全通告を受理し、虐待種別を判断し、緊急度・重症度をトリアージして適切な調査機関に振り分ける。

【設置主体】都道府県・政令指定都市・中核市・特別区（共同設置可）

【業務】



1. 児童虐待通告・要保護児童通告をすべて『189』で受理する。
2. 虐待種別や緊急度・重症度に応じて、適切な調査機関に通告情報を伝達する。

【現行体制の問題】

1. 通告先が児童相談所と市区町村に分かれていて、どちらに通告するかの判断は、通告者に任されている。
2. 通告を受理した機関が初動調査をする規定（児童虐待防止法第8条）になっている。
3. 一時保護が必要な事例が市区町村に通告されたり、本来、市区町村が支援的に入った方が適切な事例が児童相談所に通告されたりして、通告内容と調査機関とのミスマッチが起り、人材を効果的に活用できていない。
4. 特に、面前DVが警察から児童相談所に一律に通告されてきていて、児童相談所の疲弊を招いている。
5. 捜査機関と連携すべき事例について、警察との情報共有ができていない。

【解決方略】

1. 通告受理機関をコールセンター『189』に一本化する。
2. 性虐待と外傷が生じている身体的虐待および致命的なネグレクトは、後述の子ども保護機関と警察が初動調査・捜査を担当する。
3. 外傷が生じていないか治癒している身体的虐待および一時保護を要するネグレクトと心理的虐待は、子ども保護機関が初動調査を行う。
4. 一時保護を要さないネグレクトと心理的虐待（泣き声通告を含む）は、市区町村要対協調整機関が初動調査を行う。
5. 一時保護を要さない面前DVは、市区町村要対協調整機関と女性相談員が初動調査を担当する。

③子ども保護機関

【目的・機能】子どもの適切な保護に責任を持つ。

【設置主体】都道府県・政令指定都市・中核市・特別区

【業務】

1. 一時保護、立入調査、臨検・捜索、施設入所・里親委託、親権停止・親権喪失等が必要となる可能性のある事例の調査・アセスメントを行う。
2. その結果、必要と判断されれば、それらの措置を執る。

【現行体制の問題】

1. 「この後、この保護者を支援しなければならない」と考えると、毅然とした子どもの保護に踏み切りづらい。
2. 在宅支援が主体となる事例であっても、児童相談所が通告を受理したら、子どもの安否確認等の初動調査を児童相談所が担当しなければならない。

【解決方略】

1. 調査・アセスメントを実施して子どもを保護する機関と、子どもや家族を支援する機関を機能分化させる。
2. 通告を受理した機関が初動調査を行う体制を改めて、通告受理機関と調査機関を機能分化させる。

#### ④一時保護所

【目的・機能】子どもの安全確保のための一時保護と、子どもの行動観察等に基づいたアセスメントを行う。

【設置主体】都道府県・政令指定都市・中核市・特別区

【業務】

1. 子どもの一時保護
2. 子どものアセスメント

【現行体制の問題】

1. 一時保護所の集団生活に適応させようという力学が強すぎて、権利擁護の視点に欠ける。
2. 現行の一時保護所は、子どもからの聞き取り調査や行動観察をするうえで、うってつけの施設であるにもかかわらず、子どものアセスメントが不十分である。

【解決方略】

1. 一時保護所の個室化やサポーターシップな支援体制など、生活環境を改善する。
2. 的確なアセスメントのできる人材を配置する。

#### ⑤支援マネジメント機関

【目的・機能】主に、親子分離ケースやその必要が勘案されるケースについて、現行の児童福祉司指導等の保護者指導や家族支援に責任を持つ。

【設置主体】都道府県・政令指定都市・中核市・特別区

【業務】

1. 現行の児童福祉司指導に相当する保護者指導
2. 在宅ケアを受けている子どものうち、より専門性の高いケアが必要な子どものケア
3. 市区町村の地域子ども家庭支援センターを指導する。
4. 家庭裁判所の受療命令（新たに創設？）に応じたケアの提供
5. 在宅措置・通所措置（新たに創設？）の実施ないしは市町村委託

【現行体制の問題】

1. 児童福祉司指導に従わない保護者対応に児童相談所は苦慮している。
2. 事例が多すぎて、被虐待児・被ネグレクト児に対して十分なケアができない。

【解決方略】

1. 家庭裁判所から保護者に対して受療命令を発令できる制度を創設する。
2. 育成相談・保健相談および一時保護を要さない養護相談・非行相談を市町村業務に移譲する。
3. 障害認定以外の障害相談業務を市町村に移譲する。
4. 保護するかしないか境界域の事例については、状況変化に応じて、係属先を臨機応変に変更したり、都道府県と市区町村の両方に係属させて管理できるようにする。

#### ⑥要保護児童対策調整機関

【目的・機能】一時保護を要さないネグレクトと心理的虐待の調査・アセスメントに責任

を持つ。

【設置主体】 市区町村

【業務】

1. 一時保護を要さないネグレクトと心理的虐待（泣き声通告を含む）の調査・アセスメント
2. 一時保護を要さない面前 DV を女性相談員と協働して調査する。
3. 要保護児童対策地域協議会 個別ケース検討会議を運営する。
4. 地域子ども家庭支援センターと協働して、在宅ケアの支援計画を立てる。

【現行体制の問題】

1. 重症事例の通告を受理することが少なくないため、保護者と対立的になることもあるが、それに見合った対人援助技術が不足している。
2. 児童相談所送致の必要性が判断されるまでに時間がかかって、タイミングを失し、子どもをタイムリーに保護できないことがある。
3. 面前 DV 通告は児童相談所が受理しているため、面前 DV 調査に慣れていない。

【解決方略】

1. 通告受理はコールセンター『189』の業務とし、市区町村は通告を受理しない。
2. 市区町村要保護児童対策調整機関の職員体制を強化する。
3. 保護するかしないか境界域の事例については、状況変化に応じて、係属先を臨機応変に変更したり、都道府県と市区町村の両方に係属させて管理できるようにする。

#### ⑦地域子ども家庭支援センター

【目的・機能】 在宅ケアを実践し、NPO 等に委託するケアについては、マネジメントをする。

【設置主体】 市区町村

【業務】

1. 要対協調整機関と協働して、在宅ケアの支援計画を立てる。
2. 在宅ケアの実践
3. 支援マネジメント機関から委託された在宅措置・通所措置を実施する。
4. 地域の NPO 等による在宅ケアをマネジメントする。

【現行体制の問題】

1. 現行の児童家庭支援センター・子ども家庭支援センターは地域間較差が大きく、ほとんど機能していない地域もある。

【解決方略】

1. 都道府県だけでなく、市区町村の権限でも措置できる在宅措置・通所措置を創設する。
2. 在宅措置・通所措置だけでなく、保護者との契約関係に基づく子ども家庭支援メニューを増やす。

#### ⑧子どもの権利擁護センター(CAC)

【目的・機能】 医療者や NPO 職員の専門性を用いて、子ども保護機関・警察・検察が必

要とする情報を、それらの機関に代わって入手し、アセスメントに役立てる。

【設置主体】医療機関、NPO 等

【業務】

1. 多機関連携チーム(MDT)の枠組みによる司法面接の実施。
2. MDT の枠組みによる系統的全身診察の実施。

【現行体制の問題】

1. 児童相談所・警察・検察が繰り返し、子どもから聴き取りを行うことで、子どもに大きな負担を強いている。
2. 複数の機関が繰り返し聴き取りをするため、子どもの証言が変遷したり、撤回されたりして、被害がなかったことにされてしまう。
3. 児童相談所が実践している被害事実確認面接で得られた情報は、保護の要件を満たすかどうかという視点に主眼が置かれるため、警察・検察の捜査には情報量が不足がちである。
4. 警察官や検察官は、子どもの発達段階の理解に乏しく、子どもには答えられないような発達段階にそぐわない聴き取りをしたり、誘導的な質問や威圧的な質問をしたりして、子どもの証言の信憑性を傷つける傾向がある。

【解決方略】

1. 子どもの発達段階や虐待に対する反応を熟知し、児童相談所・警察・検察のニーズをわきまえた専門的面接者が、児童相談所・警察・検察に代わって司法面接を実施する。
2. 児童相談所職員・警察官・検察官が、子どもの権利擁護センターのモニタールームに会して司法面接をモニターし、司法面接者の聴き取りに不十分な部分があれば、モニタールームから面接者に指示を出して、児童相談所・警察・検察のニーズを司法面接で満たし、聴き取りの重複を避ける。
3. 虐待・ネグレクトを受けた子どもの身体学的病態を熟知した専門的医師が系統的全身診察を行う。
4. CAC はワン・ストップ・センターなので、司法面接と系統的全身診察を相互補完的に実施できる。(司法面接では時間切れとなって十分に聴き取れなかった身体的虐待やネグレクトの情報を系統的全身診察における医療面接で詳細かつ具体的に聴き取ったり、司法面接では部分開示で終わってしまった被害事実について、医療面接では、より踏み込んで聴き取ることができるなど)

認定NPO法人 チャイルドファーストジャパン (CFJ)

## 第19回子ども虐待防止シンポジウム関連事業

# 「ホットライン・スクリーナー研修」

講師: Ida Sanders氏 オregon州ホットライン・スクリーナー

【逐次通訳付き】「第19回子ども虐待防止シンポジウム」参加者優先研修

本年6月3日に公布された『改正児童福祉法』では、附則第二条第三項に「政府は、この法律の施行後二年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定されました。

それに先だって3月10日に発出された『社会保障審議会児童部会 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会 報告』では、「児童相談所と市区町村に二元化されている通告窓口に関し、共通の窓口を都道府県レベルで設置し、集中的に電話による子ども虐待通告・相談を受理し、緊急度を判断して、初期対応を行う機関等とその期限を決定する機関を創設することについて、モデル的取組から検討する。初期対応を行う機関とは、子ども保護機能を担う機関・市区町村地域子ども家庭支援拠点等であり、必要に応じて警察に依頼する。」と『通告窓口一元化』が提言されました。

しかしながら、『通告窓口一元化のモデル的取組』については、あまり具体的な動きが見られません。これにはいろいろな理由があるのですが、一つには、「イメージが湧かない」ということがあるのではないのでしょうか？ そこで、日本の30年先を進むと言われている米国の取組を具体的に学んでみませんか？

開催日:平成28年10月24日(月)～25日(火)

開催時間:午前9時00分～午後5時00分

会場:神奈川県総合医療会館 2階 会議室A



受講料:2日間で10,000円

注意事項:第19回子ども虐待防止シンポジウムに参加された方も、不参加の方も本研修の受講料は同額ですが、第19回子ども虐待防止シンポジウムで議論された内容はご存じのこととして本研修が進められることを予めご了承ください。

※お申込み:裏面の参加申込用紙に必要事項をご記入のうえ、0463-90-2716までFAXにてお申込みください。  
<http://symposium.childfirst.or.jp/> からもお申し込みいただけます。〔定員 50名〕

※本研修の受講者は、「第19回子ども虐待防止シンポジウム」の参加費が8,000円(5,000円割引)となり、本研修受講料と合わせて、18,000円で4日間学べます。

### お問合せ先

〒259-1132

神奈川県伊勢原市桜台1丁目5番31号

チェリーヒルズ金田 2階 B号室

電話:0463-90-2715

E-mail:info@cfj.childfirst.or.jp



認定NPO法人  
チャイルドファーストジャパン



# ホットライン・スクリーナー研修 参加申込用紙

私は、平成28年10月24日(月)～25日(火)のホットライン・スクリーナー研修に出席します。

所 属： \_\_\_\_\_

職 種： \_\_\_\_\_

氏 名： ① \_\_\_\_\_ mail: \_\_\_\_\_

連絡先： TEL: \_\_\_\_\_ FAX: \_\_\_\_\_

同行者： ② \_\_\_\_\_ mail: \_\_\_\_\_

③ \_\_\_\_\_ mail: \_\_\_\_\_

④ \_\_\_\_\_ mail: \_\_\_\_\_

⑤ \_\_\_\_\_ mail: \_\_\_\_\_

----- 印刷用 -----

\* 申込用紙が足りない場合には、この用紙をコピーしてお使いください。

\* お申込みは、10月14日(金)までに0463(90)2716へFAXにてお願いいたします。  
http://symposium.childfirst.or.jp/ からもお申し込みいただけます。

\* ただし、その前に定員に達した場合は、その時点でお申込みを締め切らせていただきます。



プログラム：10月24日(月)『子ども虐待通告トリアージ研修』  
10月25日(火)『通告窓口一元化に向けた準備』

横浜市営地下鉄「伊勢佐木長者町駅」から徒歩4分

- ・ 4番出口へお進みください。
- ・ 4番出口の階段が左右に分かれていますので、右側にお進みください。
- ・ 100mほど直進しますと、十字路にぶつかります。
- ・ そこを左折していただくと、視野に入ってきます。

JR「関内駅」から徒歩10分

- ・ 南口（横浜スタジアム側、大船側）出口へお進みください。
- ・ 改札口が左右に別れていますので、右側にお進みください。
- ・ 大通りにぶつかりますので横断歩道を渡り、マクドナルドとモスバーガーの間の道をお進みください。
- ・ そのまま直進しますと、「富士見町」の交差点付近で建物が視野に入ってきます。



# 虐待被害児診察技術研修

虐待・ネグレクトを受けたと疑われる子どもの診察は、性器・肛門だけでなく、全身を診察できる技術を有し（系統的全身診察）、子ども虐待・ネグレクト全般に関して研修を受けた医師が行う必要があります。

○なぜ、子ども虐待・ネグレクトについて知っている必要があるのでしょうか？

「性虐待被害を受けた子どもの性器、処女膜は傷ついているはずだ」と誤解されがちですが、性虐待の特徴として、性器、処女膜が傷ついていないことも多く、また、傷ついたとしても粘膜は治癒しやすいため、診察時に所見が見られないことが多いのです。だからといって、性被害がなかったというわけではありません。医師がこのような知識を持つことは、子どもたちの被害を見逃さないために大切であり、不安をいっぱい抱えている子どもに「あなたの身体はだいじょうぶ」と医師が言ってあげることによって、心の負担を軽減してあげることができます。

○系統的全身診察とはどのようなものなのでしょうか？

系統的全身診察は、性器や肛門など、直接性的な接触が疑われる部分のみを診るものではありません。頭のおへんから、足の先まで、身体の部分一つ一つについて子どもに聞いていきます。そうすることによって、合併する他の虐待の評価ができますし、性器などプライベートな部分を診察される際の子どもの羞恥心や不安を低減することができます。診察による二次被害を防ぐことができます。

会場：子どもの権利擁護センターかながわ 2階 研修室

| 時 間         | 内 容                                                                                     |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 10：00～12：30 | 〔講 義〕<br>性虐待概論と多機関連携チームについての概論、被害児からの聴き取りや対応に多職種が連携して対応する方法などについて学びます。                  |
| 12：30～13：30 | 昼 食                                                                                     |
| 13：30～18：00 | 【講義と実技】<br>診察に関する画像と事例提示、等身大の幼児のドールを使っての診察実技、診察の際の子どもに対する声のかけ方など、豊富な資料と質疑を交えて具体的に実施します。 |

※参加方法には、午前中の講義のみ参加していただくもの（午前中参加）と、午前および午後の講義と実技を受講していただくもの（1日参加）との種類があります。

※当研修をご開催いただける法人・団体様は、出張研修もいたしますので、詳細は事務局にお問い合わせください。



# 平成28年度 虐待被害児診察技術研修 開催日

|     |                  |
|-----|------------------|
| 第1回 | 平成28年 6月 12日(日)  |
| 第2回 | 平成28年 7月 10日(日)  |
| 第3回 | 平成28年 8月 7日(日)   |
| 第4回 | 平成28年 10月 30日(日) |
| 第5回 | 平成28年 11月 13日(日) |
| 第6回 | 平成29年 1月 22日(日)  |
| 第7回 | 平成29年 3月 12日(日)  |

## ●1日参加 10:00～18:00

対象: 医師、助産師、看護師等医療者

※児童福祉司、警察官、検察官で参加希望の方もご参加いただけます。事務局にご相談ください。

定員: 10名

参加費: 10,000円

## ●午前中参加(講義のみ) 10:00～12:30

対象: 子ども虐待に関わる全ての職種

定員: 14名(1日参加の10名を含めると、全体として定員24名)

参加費: 3,000円

お申込: 参加申込書に必要事項をお書き入れいただき、FAX送信でお申込下さい。

FAX:0463-90-2716

お問い合わせ: 認定NPO法人 チャイルドファーストジャパン (担当: 鈴木)

〒259-1132 神奈川県伊勢原市桜台1-5-31

電話: 0463-90-2715 / mail: info@cf-j.childfirst.or.jp



## ----- 参加申込書 -----

◆参加希望日程: 第1回～第7回よりお選びください。

第1希望 \_\_\_\_\_ : 第2希望 \_\_\_\_\_ :

◆参加方法: ご希望を○で囲んでください。

1日参加(10:00～18:00)    /    午前中参加(10:00～12:30)

氏名 \_\_\_\_\_ (ローマ字): \_\_\_\_\_

所属 \_\_\_\_\_ 職種 \_\_\_\_\_

連絡先住所 \_\_\_\_\_

TEL: \_\_\_\_\_ FAX: \_\_\_\_\_

mail: \_\_\_\_\_

# 第19回子ども虐待防止シンポジウム

## 日本における子ども虐待通告のあるべき姿 『子ども虐待通告窓口の一元化は是か非か？』

平成28年10月22日(土):学術集会(逐次通訳付き)

10月23日(日):パネル・ディスカッション(同時通訳付き)

【参加費】 一般 13,000円

会員 10,000円

学生 5,000円

ホットライン・スクリーナー研修受講者 8,000円

(10月24日・25日開催 ホットライン・スクリーナー研修受講料  
別途 10,000円)

【会場】東京都医師会館 2階 講堂

(東京都千代田区神田駿河台2-5)

《共催》

認定特定非営利活動法人チャイルドファーストジャパン

(旧名称 認定特定非営利活動法人子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク)

特定非営利活動法人かながわ子ども虐待ネグレクト専門家協会

市区町村要保護児童対策調整機関職員のみならず、頭部外傷や骨折、熱傷等の外傷を負った重度の身体的虐待や性虐待の被害児など、一時保護等の職権発動を要する被虐待児が通告されてきて、「こういうケースの通告先は、児童相談所だよな」と感じたことはありませんか？

児童相談所職員のみならず、泣き声通告や面前DV通告などで、「こういうケースは、市区町村の保健師さんに訪問してもらった方がよいのになあ」と感じたことはありませんか？

「せっかく『189』ができたのに、十分に機能していない」という声も聞こえてきますし、「どの時点で警察と連携すべきなのかわからない」という声も聞こえます。

改正児童福祉法では、附則第二条第三項に「政府は、この法律の施行後二年以内に、児童相談所の業務の在り方、(中略)要保護児童の通告の在り方(中略)について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定されました。

さて、日本は、子ども虐待通告受理体制をどうすればよいのでしょうか？



お申込みはホームページから！

<http://symposium.childfirst.or.jp/>

海外招聘講師

Ida Sanders氏：米国オレゴン州子ども虐待通告  
受理ワーカー（ホットライン・スクリーナー）

日本人講師

磯谷 文明氏：くれたけ法律事務所 弁護士

鈴木 秀洋氏：日本大学 危機管理学部 准教授  
元 文京区子ども家庭支援センター課長

河浦 龍生氏：福岡市こども家庭支援センター長  
福岡市こども総合相談センター（福岡市  
児童相談所）前 こども緊急支援課長

仙田 昌義氏：国保旭中央病院 小児科 部長

警察 官：警視庁 生活安全部 少年育成課 警察官

山田 不二子：認定NPO法人チャイルドファースト  
ジャパン 理事長

### FAX参加申込用紙

私は平成28年10月22日(土)・10月23日(日)の第19回子ども虐待防止シンポジウムに参加を希望します。  
(Fax番号：0463-90-2716)

氏 名：

所 属：

職 種：

職 域：医療・保健・福祉・心理・教育・警察・司法・一般市民

(該当する職域分野を○で囲んでください。)

会 員：CFJ正会員・CFJ賛助会員・KaPSANC正会員・KaPSANC賛助会員・非会員

(該当する会員種別を○で囲んでください。)

連絡先：自宅・勤務先(連絡先としてご希望の方を○で囲んでください。)

住所 〒

Tel

Fax

メールアドレス

# プログラム

一日目：2016 年 10 月 22 日(土)【学術集会：逐次通訳付き】

| 時 間           | 次 第・テーマ                                  | 講 師                                               |
|---------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 9:30 ～        | 受付                                       |                                                   |
| 10:00 ～ 10:10 | 開会のあいさつ                                  | 山田 不二子<br>認定 NPO 法人チャイルド・ファーストジャパン (CFJ) 理事長      |
| 10:10 ～ 10:30 | 「ポートランド(米国オレゴン州マルトノマー郡) 子ども虐待対応体制」の視察報告  | 磯谷 文明氏<br>くれたけ法律事務所 弁護士                           |
| 10:30 ～ 12:30 | 「オレゴン州子ども虐待通告受理ホットラインの役割」                | Ida Sanders 氏<br>オレゴン州ホットライン・スクリーナー               |
| 14:00 ～ 14:30 | 「市区町村における子ども虐待通告受理・初期対応体制」               | 鈴木 秀洋氏<br>元 文京区男女協働・子ども家庭支援センター課長<br>保育士資格 (神奈川県) |
| 14:30 ～ 15:00 | 「児童相談所における子ども虐待通告受理・初期対応体制」              | 河浦 龍生氏<br>福岡市こども総合相談センター 前 こども緊急支援課長              |
| 15:00 ～ 15:30 | 「警察における子ども虐待通報受理・対応体制」                   | 警視庁 少年育成課 警察官                                     |
| 15:30 ～ 15:45 | 休憩                                       |                                                   |
| 15:45 ～ 16:15 | 「医療機関から市区町村・児童相談所への通告・警察への通報」            | 仙田 昌義氏<br>国保旭中央病院 小児科 部長                          |
| 16:15 ～ 16:45 | 「1本の通告電話でトライアージ(スクリーニング)はできるのか? できないのか?」 | 山田 不二子<br>CFJ 理事長                                 |
| 16:45 ～ 16:50 | 事務連絡                                     |                                                   |

二日目：2016 年 10 月 23 日(日)【パネル・ディスカッション：同時通訳付き】

| 時 間           | 次 第・テーマ                             | パネリスト                             |
|---------------|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 10:00 ～ 12:30 | 「日本の子ども虐待通告受理体制の課題」<br>座長：山田 不二子    | Ida Sanders 氏<br>鈴木 秀洋氏<br>河浦 龍生氏 |
| 14:00 ～ 16:30 | 「日本の子ども虐待通告受理体制のあるべき姿」<br>座長：山田 不二子 | 警視庁 少年育成課 警察官<br>仙田 昌義氏           |



会 場：東京都医師会館 2階 講堂  
(東京都千代田区神田駿河台 2-5)  
〔定員 300 人〕



《お問い合わせ》  
子ども虐待防止シンポジウム事務局  
〒259-1132  
神奈川県伊勢原市桜台 1 丁目 5 番 31 号  
チェリーヒルズ金田 2 階 B 号室  
TEL：0463-90-2715 FAX：0463-90-2716  
E-mail：info@symposium.childfirst.or.jp